

海上保安庁 新型インフルエンザ等対策行動計画

平成20年3月
(平成21年3月改訂)
(平成27年3月改訂)
(令和7年6月改訂)

海上保安庁

【目次】

第1章 総則	
1 はじめに 1
2 基本方針 1
3 新型コロナウイルス感染症対応での経験 2
4 行動計画の見直し 2
第2章 新型インフルエンザ等発生への備え<準備期>	
1 発生に備えた体制の整備 2
(1)業務継続計画の策定 2
(2)関係機関との連携強化 3
2 予防まん延防止のための準備 3
(1)職員に対する情報提供等 3
(2)関係団体に対する情報提供等 3
(3)感染防止資器材等の準備 3
(4)研修・訓練の実施 3
第3章 実施体制<初動期及び対応期>	
1 政府における体制の強化 4
2 海上保安庁における体制の強化 4
3 管区海上保安本部における体制の強化 4
4 通常体制への復帰 4
第4章 水際対策<初動期及び対応期>	
1 船舶への情報提供 4
2 検疫の強化に伴う警戒警備の実施 5
3 密入国者に対する監視取締りの強化 5
4 関係機関との連携強化 5
5 水際対策の強化、縮小又は中止 5
第5章 関係機関への協力<初動期及び対応期>	
1 感染者の搬送等 5
(1)在外邦人の帰国のための航空機・巡視船の派遣 5
(2)船艇・航空機による感染者等の搬送 6
第6章 感染対策	
1 救助活動時等における感染対策 6
2 捜査活動時における感染対策 6
3 濃厚接触したおそれのある場合の措置 7
(1)抗インフルエンザウイルス薬の予防投与 7
(2)積極的疫学調査への協力 7

第7章 海上保安業務を継続するための対応	
1 特定接種に向けた準備 7
2 特定接種の実施<初動期及び対応期> 8
3 業務継続のための措置<初動期及び対応期> 8
第8章 職員への対応	
1 職員への注意喚起及び指導 8
2 海外渡航者への注意喚起 8
3 海外在住職員等の安否確認 8

第1章 総則

1 はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスであり、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症の中でその感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止措置等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置に関する事項を定めたものとして、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が閣議決定されている。

海上保安庁新型インフルエンザ等対策行動計画は、上記の政府行動計画に基づき、海上保安庁が実施すべき対応をあらかじめ定めておくことにより、新型インフルエンザ等が発生した場合における迅速かつ的確な対策の実施に資することを目的として策定したものである。

2 基本方針

政府行動計画においては、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、①感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護すること、②国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの2点を主たる目的として対策を講じていく必要があるとする基本的な方針が示されている。

海上保安庁は、政府行動計画に基づき、関係機関との連携・協力を密にし、次に掲げる基本方針に従って、政府の一員として新型インフルエンザ等対策の実施に万全を期すものとする。

〔基本方針〕

- 新型インフルエンザ等による国民の健康被害を最小限に留めるため、関係機関と連携した水際対策をはじめとする新型インフルエンザ等対策を的確に実施することにより、国内での感染拡大を可能な限り抑止する。
- 国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、海上保安庁職員に対

する感染対策等を徹底することにより、海上保安業務の継続的な遂行を図る。

3 新型コロナウイルス感染症対応での経験

2020年1月に世界的に流行した新型コロナの感染者が我が国でも確認された。その後、同月には閣議決定による政府対策本部(新型コロナウイルス感染症対策本部)が設置され、同年2月には新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われる等、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言(特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。)の発出、医療提供体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナ対応が行われた。

4 行動計画の見直し

政府行動計画や新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン¹(以下「ガイドライン」という。)等の関連文書に基づく取組等においては、毎年定期的なフォローアップと取組状況の見える化が行われ、フォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況、予防計画や医療計画を始めとするインフルエンザ等への関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、所要の措置を講ずることとしており、また、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、その対応経験をもとに適時適切に見直しを行うこととされていることから、本行動計画についても政府行動計画の見直し、変更状況等を踏まえ、適時適切に修正を加えるものとする。

第2章 新型インフルエンザ等発生への備え<準備期²>

1 発生に備えた体制の整備

(1) 業務継続計画の策定

新型インフルエンザ等が発生した場合における海上保安業務の継続的な遂行を確

¹ 政府行動計画に定められた内容について、平時の備えや有事に対応すべき事項に関し、より具体的な内容や具体例等を整理することで、政府・都道府県等の関係者が、適切に対応していくにあたり必要事項を示したもの

² 政府行動計画における分類において、「発生前の段階」をいい、世界保健機関(WHO)が示す6段階のフェーズの1～3に相当。

保するため、政府行動計画等を踏まえ、「海上保安庁新型インフルエンザ等業務継続計画」を策定し、必要に応じて見直しを行うものとする。

(2) 関係機関との連携強化

新型インフルエンザ等の発生に備え、本庁、管区海上保安本部及びその事務所において関係省庁、地方自治体等の関係機関との間における連絡体制を確保するとともに、検疫所が実施する訓練等に参加し、対策及び協力事項等の共有を図ることにより、連携を強化するものとする。

2 予防・まん延防止のための準備

(1) 職員に対する情報提供

感染症対策は感染症の特性によって異なることから、職員に対して、新型インフルエンザ等対策に関する情報を提供すること及び内閣官房感染症危機管理統括庁又は厚生労働省などのホームページを通じて最新の知見について情報を入手することに努める。

(2) 関係団体に対する情報提供等

海上保安庁が関係する団体に対して、新型インフルエンザ等対策に関する情報を提供するとともに、発生に備えた事前の準備を行うよう要請する。

(3) 感染防止資器材等の整備

新型インフルエンザ等対策を安全かつ的確に実施するため、次のとおり感染防止資器材等の整備を推進するものとする。

- 海上保安庁職員は、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限にするために海上保安業務を継続的に遂行する必要があることから、感染対策を的確に実施するため、マスク(サージカルマスク又は同等品)、手袋、石鹼、手指消毒用アルコールや消毒剤等を整備する。
- 水際対策等の新型インフルエンザ等に感染する可能性の高い業務に従事する海上保安庁職員の感染防止に万全を期すため、個人防護具(ゴーグル、マスク(N95又は同等品)、ガウン(感染防護衣(上・下)又は頭部カバー付保護服等)、ゴム手袋等)や隔離搬送用資器材等を整備する。

(4) 研修・訓練の実施

新型インフルエンザ等に関する研修を実施し、各種対処要領について周知徹底を図るとともに、新型インフルエンザ等の発生を想定した各種訓練を実施し、対処能力の向上に努めるものとする。

第3章 実施体制<初動期及び対応期³>

³ 政府行動計画における分類において、「海外で新型インフルエンザ等が発生した状態」をいい、WHOのフェーズの4～6に相当。

1 政府における体制の強化

新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、速やかに関係省庁対策会議又は必要に応じ、内閣総理大臣が主宰する「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」が開催され、政府の初動対処方針について協議・決定されることとなる。

また、WHOが急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表(PHEIC)する等、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合(り患した場合の症状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除く。)には、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)が設置されることとなる。

2 海上保安庁における体制の強化

新型インフルエンザ等が発生した場合又は海上保安庁長官が必要と認める場合には、本庁に長官を本部長とする海上保安庁新型インフルエンザ等対策本部(以下「本庁対策本部」という。)を設置し、政府対策本部及び国土交通省に設置される対策本部等と緊密な連携を図りつつ、発生段階に応じた新型インフルエンザ等対策を強力に推進するものとする。

3 管区海上保安本部における体制の強化

本庁対策本部が設置された場合には、各管区海上保安本部に管区海上保安本部長を本部長とする管区新型インフルエンザ等対策本部(以下「管区対策本部」という。)を設置し、本庁対策本部及び地方自治体等の関係機関と緊密な連携を図りつつ、それぞれの地域の状況及び発生段階に応じた新型インフルエンザ等対策を強力に推進するものとする。

4 通常体制への復帰

政府対策本部が特措法第31条の6第4項に基づき、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要のある事態が終了したことを公示した場合においては、基本的には通常体制に復帰することとなるが、引き続き感染対策を徹底するとともに、再度、感染拡大した場合に不足することが予想される感染防止資器材等を速やかに整備するものとする。

第4章 水際対策<初動期及び対応期>

1 船舶等への情報提供

政府対策本部等から公表される情報に基づき、必要に応じて、航行警報や海の安全情報(沿岸域情報提供システム)等により、船舶等に対し新型インフルエンザ等に関する情報を提供するものとする。

＜主な情報提供のタイミング＞

- ① 政府対策本部から「発生した段階（初動期）」が公表された時
- ② 新型インフルエンザ等が発生した国・地域において船舶の入出港に制限措置がとられた時
- ③ 政府対策本部等から検疫港の集約が公表された時

2 検疫の強化に伴う警戒警備の実施

- ① 集約化された検疫実施港及びその周辺海域等において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒警備を実施するものとする。
- ② 検疫法第（昭和26年法律第201号）14条第1項第2号及び第16条第2項の規定による、船舶内における停留措置がとられ、かつ、検疫所から要請を受けた場合又は必要と判断される場合には、順序を経て速やかに本庁対策本部に報告するとともに、十分な感染対策を講じた上で、業務に支障の生じない範囲において、所要の警戒警備を実施するものとする。

3 密入国者に対する監視取締りの強化

発生国・地域からの密入国が予想される場合には、関係機関との緊密な連携を強化するとともに、特に不法上陸の防止等水際対策の徹底を図るものとする。

また、密入国者の中に感染者若しくは感染したおそれのある者がいるとの情報を入手し、又は認めたときは、保健所等との協力を確保しつつ、必要な感染対策を講じた上、所要の手続をとるものとする。

4 関係機関との連携強化

本行動計画に基づき新型インフルエンザ等対策を安全かつ的確に実施するためには、関係機関との緊密な情報連絡が必要不可欠であることから、業務執行中において、新型インフルエンザ等に感染した又は感染したおそれのある者（以下「感染者」という。）がいるとの情報を入手し、又は認めた場合には、直ちに検疫所等の関係機関に連絡するとともに、本庁対策本部に報告するものとする。本庁対策本部は、直ちに当該情報を政府対策本部等に報告し、関係機関との緊密な連携の下、当該感染者に対応するものとする。

5 水際対策の強化、縮小又は中止

新型インフルエンザ等に関する病原性について新たな情報が入手された場合や国内外における発生状況の変化等により対策の合理性が認められなくなったと政府対策本部において判断された場合には、水際対策の強化、縮小又は中止等の見直しを行う。

第5章 関係機関への協力＜初動期及び対応期＞

1 感染者の搬送等

(1) 在外邦人の帰国のための航空機・巡視船の派遣

海外において新型インフルエンザ等が発生した場合において、発生国・地域からの帰国を希望する在外邦人の輸送のため、政府対策本部の決定を踏まえ、外務大臣から航空機、巡視船の派遣について協力要請があった場合には、輸送の安全が確保されていることを前提として、業務に支障の生じない範囲において、これに協力するものとする。

(2) 船艇・航空機による感染者等の搬送

関係機関との連携を強化し、検疫所からの感染者、検疫官等の搬送要請又は都道府県等からの感染者、救援物資等の搬送要請があった場合には、順序を経て速やかに本庁対策本部に報告するとともに、十分な感染対策を講じた上で、業務に支障の生じない範囲において、これに協力するものとする。

第6章 感染対策

1 救助活動時等における感染対策

- ① 海上保安庁職員は、発生国・地域から来航し検疫を受けていない船舶、検疫法に基づく停留措置がとられている船舶及び出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に基づく入国拒否の対象地域に寄港歴を有する船舶へ乗船しなければならない場合は、必要な個人防護具(ゴーグル、マスク(N95又は同等品)、ゴム手袋、ガウン(感染防護衣(上・下)又は頭部カバー付保護服等))を着用するとともに、サージカルマスクを携行し、会話をかわす立会人等に対してマスクの着用について協力を求めるなど感染対策に万全を期すものとする。
- ② 検疫を受けていない船舶等に乗船するに際して、当該船舶が発生国・地域から来航したかどうか判然としない場合は、発生国・地域から来航したものとみなして対応するとともに、無線・電話等による対応が可能な場合には、これを積極的に活用する等、不要不急の乗船を回避するものとする。
- ③ また、上記①以外の船舶に乗船する場合も、海上保安庁職員はサージカルマスクや手袋を携行し、必要に応じて着用するものとする。

2 捜査活動時における感染対策

① 感染予防措置

海上保安庁職員は、被疑者その他の捜査対象者への対応に当たっては、乗船する船舶、居住地、海外渡航歴等から感染のおそれの有無を調査するほか、逮捕、留置の開始時には被疑者の健康状態を聴取し、留置中においては、被疑者に対して、うがい、手洗い等を励行させ感染予防のための適切な指導を行うものとする。

また、部外者との面会においては、部外者に対して、サージカルマスク着用の協力

を求め、必要に応じた面会の制限を行うことにより感染の予防に努めるものとする。

② まん延防止措置

留置中の被疑者が発症した場合は、関係機関への連絡及び本庁対策本部への報告を行うとともに、その指導の下に発症者を隔離又は入院させ、留置した施設の消毒、感染のおそれのある物品等の廃棄処分、留置中の他の被疑者等への感染防止措置その他感染の拡大の防止に必要な措置をとるものとする。また、当該施設における新規の留置及び、部外者との面会を禁止するとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)台15条第2項に定める調査への協力を行うものとする。

3 濃厚接触したおそれのある場合の措置

(1) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与

① 政府行動計画では、水際対策関係者が十分な個人防護具の装着をせずに感染者に濃厚接触した場合(暴露感染した場合)には、抗インフルエンザウイルス薬を予防投与することになっていることから、海上保安庁職員が十分な個人防護具の装着をせずに感染者に濃厚接触したことが判明した場合は、直ちに順序を経て本庁対策本部に報告するとともに、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の実施を診療所又は医療機関に要請するものとする。

② 被救助者、立入検査の立会人等が後日、新型インフルエンザ等の感染者であることが判明することもあることから、対応に当たっては十分に留意するとともに、接触者が感染者であることが判明した場合には、上記①の対応をとるものとする。

(2) 積極的疫学調査への協力

上記(1)①及び②の事態が発生した場合には、感染者への濃厚接触者として、都道府県等が実施する積極的疫学調査の対象となるので、調査が実施される場合には、これに協力するものとする。

第7章 海上保安業務を継続するための対応

1 特定接種⁴に向けた準備

特措法に基づく特定接種が円滑に実施されるよう接種順位等をあらかじめ検討するものとする。

※ 海上保安庁における特定接種の対象となる職務〔新型インフルエンザ対策ガイドラインより〕

- ・ 意思決定、総合調整に関する業務(秘書業務を含む)

⁴ 特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行われる臨時の予防接種。

- ・ 各省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務
- ・ 事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するための船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持
- ・ 国家の危機管理に関する事務

2 特定接種の実施<初動期及び対応期>

特定接種を行うことが決まった場合は、速やかに接種体制を構築し、特定接種を実施するものとする。

3 業務継続のための措置<初動期及び対応期以降>

国内において新型インフルエンザ等の感染が拡大し、欠勤者が多くなった場合には、海上保安業務の継続を確保するため、優先度の高い業務に職員を集中させるとともに、隣接部署相互の連携・協力を強化するものとする。

また、船艇・航空機の緊急出動態勢を確保するため、人命の安全や我が国の主権に関わるような優先度の高い業務に船艇・航空機の運用を集中させるほか、陸上職員の臨時乗船等の措置により必要な運航要員を確保するとともに、必要に応じて船艇・航空機を欠勤者が多い部署等へ派遣することなどにより、海上保安業務の継続的な遂行を確保するものとする。

第8章 職員への対応

1 職員への注意喚起及び指導

政府対策本部等から公表される新型インフルエンザ等に関する情報を職員(家族を含む。)に随時提供し、健康管理について注意喚起を行うとともに、「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づき、発生段階に応じた感染対策の徹底を図るものとする。

なお、全寮制教育を行っている海上保安大学校及び海上保安学校(門司分校及び宮城分校を含む。)においては、容易に感染が拡大するおそれがあることから、医務室等と緊密な連携を図りつつ、学生、研修生及び教職員に対する感染対策に万全を期すものとする。

2 海外渡航者への注意喚起

外務省が発出する渡航情報(感染症危険情報等)に基づき、新型インフルエンザ等の発生国・地域への渡航者に対して、やむを得ない場合を除き、渡航を延期・中止するよう注意喚起を行うものとする。

3 海外在住職員等の安否確認

新型インフルエンザ等の発生国・地域又はその周辺国・地域に在住する職員や出張・旅行中の職員の安否を確認し、新型インフルエンザ等に関する情報に注意するよう指導するとともに、状況に応じて必要な指示を行うものとする。